

平成19年(2007年)度

計量行政年報



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。

滋賀県計量検定所

目次

第1 総説

1 沿革.....	1
2 所在地および土地・建物.....	1
3 組織および職員.....	2
4 歳入・歳出状況.....	3
5 検定検査用具類.....	4

第2 業務概要

1 計量関係事業の届出、登録、指定	
（1）特定計量器の製造・修理・販売事業の届出.....	6
（2）計量証明事業の登録.....	7
（3）計量士の登録.....	8
（4）適正計量管理事業所の指定.....	8
（5）指定製造事業者の指定.....	8
（6）特殊容器製造事業者の指定.....	8
2 検定業務	
（1）検定の概要.....	9
（2）タクシメーターの装置検査.....	10
（3）質量計.....	11
（4）体積計.....	11
（5）圧力計・血圧計.....	12
3 基準器検査.....	13
4 定期検査等	
（1）特定計量器定期検査.....	14
（2）定期検査に代わる計量士による検査.....	14
（3）計量証明検査.....	16
5 立入検査等	
（1）計量関係事業者等立入検査.....	17
（2）特定計量器立入検査.....	17
（3）商品量目立入検査.....	18
6 計量思想の普及啓発	
（1）計量記念日事業.....	20
（2）消費者に対する普及啓発.....	20
（3）計量事業者に対する普及啓発.....	20
7 計量技術の国際交流（JICA研修）.....	21
8 計量関係機関等	
（1）計量特定市.....	22
（2）社団法人滋賀県計量協会.....	22

第 1 総 説

1 沿 革

明治 26 年	1 月	県庁舎内に滋賀県常置度量衡検定所設置
明治 33 年	8 月	彦根市にも常置検定所設置（明治 40 年 5 月廃止）
昭和 27 年	3 月	滋賀県計量検定所と改称
昭和 30 年	9 月	本庁経済部商工観光課に計量係を設置し、計量指導にあたる
昭和 34 年	10 月	所内に庶務係と業務係を設置し、計量業務の充実をはかる
昭和 41 年	1 月	県庁第二別館を改築し、その一部に移転
平成 7 年	5 月	草津市の独立庁舎に移転し現在に至る
平成 8 年	4 月	庶務係・業務係の係制が廃止される

2 所在地および土地・建物

所在地	〒 5 2 5 - 0 0 2 2	草津市川原町 1 4 9 番 1
電 話	0 7 7 - 5 6 3 - 3 1 4 5	
F A X	0 7 7 - 5 6 3 - 3 3 9 3	

土地面積 9,758.05 m²

建物面積 1,393.22 m²

本館棟 835.97 m²

1 F (主要施設)	計量検定所事務室	100.19 m ²	
	圧力計検定・検査室	41.20 m ²	
	温度計検定・検査室	13.90 m ²	
	基準天秤室	22.60 m ²	
	小型質量計検定・検査室	44.70 m ²	
	展示ホール	82.50 m ²	
	2 F (主要施設)	計量協会事務室	20.21 m ²
		会議室	140.60 m ²
		相談室	16.80 m ²
		文書庫	31.00 m ²
(その他)	倉庫、化粧室、廊下等	322.27 m ²	

検査棟 494.66 m²

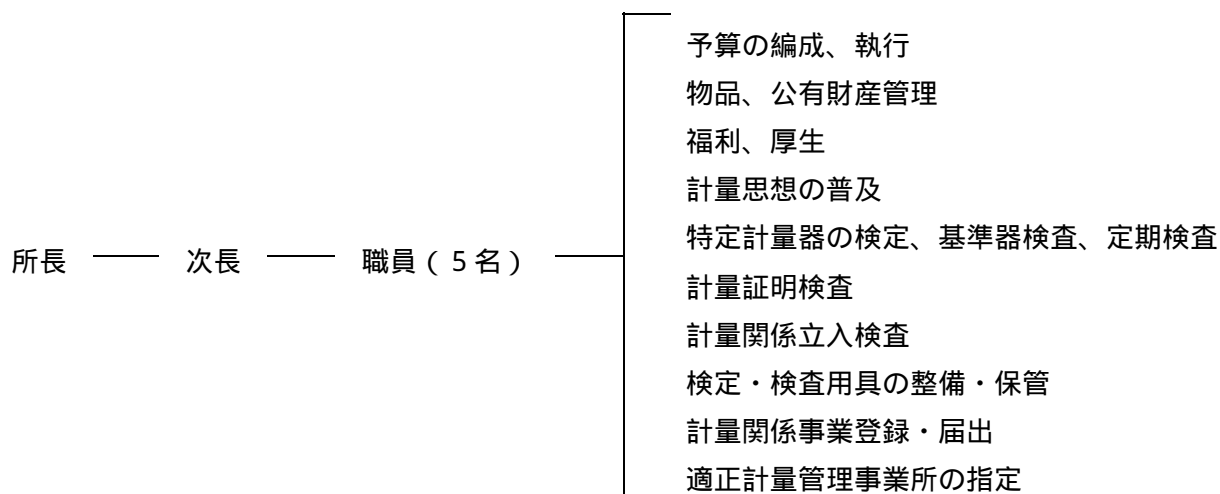
(主要施設)	装置検査場	200.70 m ²
	大型質量計検査室	174.30 m ²
	基準分銅検査室	20.55 m ²
(その他)	化粧室、搬入口等	99.11 m ²

その他 62.59 m²

渡り廊下	38.75 m ²
自転車置場	14.52 m ²
ゴミ置場	9.32 m ²

3 組織および職員

当所は、県商工観光労働部に属しており、その組織と職員の配置状況は次のとおりである。



職員の配置状況

(平成20年4月1日現在)

	事務職員	技術職員	計
所長		1 (1)	1 (1)
次長		1 (1)	1 (1)
副主幹	1 (1)		1 (1)
主査	2 (1)		2 (1)
主任技師		1	1
主事	1 (1)		1 (1)
計	4 (3)	3 (2)	7 (5)

(注) ()内は、計量教習の修了者

4 歳入・歳出状況

1. 歳入 (款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工観光労働手数料
 (款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 商工観光労働使用料

区 分	平成19年度決算額	平成20年度予算額
(節) 計量検定検査登録	8,799,080	5,460,000
(内訳) 検定(装置検査含む)	(4,439,880)	(3,076,400)
基準器検査	(1,249,150)	(1,192,000)
計量証明検査	(2,479,300)	(738,000)
登録・指定・閲覧等	(270,970)	(106,600)
検定検査費用弁償	(451,250)	(347,000)
(節) 計量検定所	439,766	450,000
(内訳) 行政財産使用料	(439,766)	(450,000)
合 計	9,238,846	5,910,000

(単位:円)

2. 歳出(人件費を除く)(款) 商工観光労働費 (項) 商工業費 (目) 計量検定費

区 分	平成19年度決算額	平成20年度予算額
報 償 費	60,000	189,000
旅 費	1,573,906	1,324,000
需 用 費	4,954,741	7,088,000
(内訳) 食 糧 費	(0)	(0)
その他需用費	(4,954,741)	(7,088,000)
役 務 費	1,967,154	2,084,000
(内訳) その他役務費	(1,967,154)	(2,084,000)
委 託 料	8,283,047	8,681,000
使用料および賃貸料	1,177,480	535,000
工事請負費	0	0
備品購入費	128,625	97,000
負担金補助および交付金	50,000	53,000
補償補てんおよび賠償金	0	5,000
公 課 費	46,600	56,000
合 計	18,241,553	20,112,000

(単位:円)

5 検定検査用具類

(平成20年4月1日現在)

基準器等の種類		型式または能力	数量	
長さ計	基準器	基準巻尺	全長 5m 一目盛 10cm	1
		タシメーター装置検査用基準器	表す量 2,000 mm	2
質量計	基準器	基準手動天びん	ひょう量 30kg 感量 200mg	1
			ひょう量 5kg 感量 50mg	1
			ひょう量 2kg 感量 10mg	1
		基準直示天びん	ひょう量 1000.11 g 感量 10mg	1
			ひょう量 200.003 g 感量 1mg	1
			ひょう量 200.011 g 感量 1mg	1
		基準台手動はかり	ひょう量 600.3 kg 目量又は感量 50 g	1
		特級基準分銅(OIML E2相当)	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		特級基準分銅	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		一級基準分銅	表す量 1mg ~ 1kg	1組
			表す量 1mg ~ 10kg	1組
			表す量 1mg ~ 5kg	1組
			表す量 100g ~ 500g	1組
			表す量 20kg	1組
二級基準分銅	表す量 250mg ~ 2.5g	1組		
	表す量 1.4g ~ 14g	1組		
計備	設	質量比較器(電子天びん)	ひょう量 5.1 g 目量 1μg	1
			ひょう量 205 g 目量 0.01mg	1
			ひょう量 1.1kg 目量 0.1mg	1
			ひょう量 5.1kg 目量 1mg	1
			ひょう量 30kg 目量 5mg	1
			ひょう量 600kg 目量 0.1g	1
			ひょう量 1.2 t 目量 1g	1
			精密電子はかり	ひょう量 30kg 目量 100mg
	電気抵抗線式はかり	ひょう量 1kg 目量 1g・2g	8 6	
	備	誘電式はかり	ひょう量 300 g 目量 0.01g	1
			ひょう量 1kg 目量 1g	2
			ひょう量 3kg 目量 0.1g	1
			ひょう量 6kg 目量 0.2g	1
		実用基準分銅	表す量 50g~5kg(一級、増おもり型)	7組
表す量 1kg~20kg(一級、枕型)			2組	
	表す量 1mg~10kg(一級、板状・円筒型)	4組		
	表す量 500g~1kg(二級、円筒型)	1組		

基準器等の種類		型式または能力		数 量		
質 量 計	設 備	実用基準分銅	表す量 1kg～5kg (二級、枕型鎖付) 表す量 500kg(二級) 表す量 1 t (二級) 表す量 20kg (三級、枕型) 表す量 20kg (三級、枕型鎖付) 懸垂式はかり検査用 (三級、200kg用) 連鎖式分銅 (二級、150kg用)	1組 96 12 235 2 1組 1組		
		分銅収納バスケット (500kg収納用)		4個		
		エアバランサー	能力 30kg	1		
温 度 計	基 準 器	基準ガラス製温度計	-20 ~ 105 目量 0.5 -23 ~ 108 目量 0.5 - 6 ~ 41 目量 0.5 - 2 ~ 52 目量 0.1 48 ~ 102 目量 0.1 35 ~ 45 目量 0.1 -20 ~ 10 目量 0.05 10 ~ 40 目量 0.05 40 ~ 70 目量 0.05 -56 ~ 0 目量 0.1 -10 ~ 50 目量 0.1	1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1		
		検査温槽		1		
		エアコンプレッサ		1		
		氷削機		1		
		体 積 計	基 準 器	液体メーター用基準タンク	全量 5.1L 21L 50L 100L 200L 全量 10L	各1 1
				基準燃料油メーター	口径 50mm	1
				基準フラスコ	全量 10L 5L 2L 1L 200mL 全量 100mL	各1 2
				基準ビューレット	全量 500mL 200mL	各1
		圧 力 計	基 準 器	基準液柱型圧力計	0～200kPa 目量 0.5kPa 0～102kPa 目量 0.5kPa	1 1
				基準重錘型圧力計	2MPa ~ 50MPa 0.1MPa ~ 5MPa 5MPa ~ 100MPa	1 1 1
密度計	基準器			液化石油ガス用基準浮ひょう	0.5 ~ 0.65g/cm ³ 0.002g/cm ³ 0.47 ~ 0.57g/cm ³ 0.001g/cm ³	1 1
石油用基準密度浮ひょう		0.750 ~ 0.850g/cm ³ 0.0005g/cm ³	1組			
基準密度浮ひょう		0.600 ~ 0.65g/cm ³ 0.0005g/cm ³	1			
比 重 計	基 準 器	基準比重浮ひょう	0.6490 ~ 2.0000 0.0005 1.00 ~ 1.30 0.001	1組 1組		
		基準重ボーメ度浮ひょう	0 ~ 70重ボーメ度 0.05重ボーメ度	1組		

第 2 業 務 概 要

1 計量関係事業の届出、登録、指定

(1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出

特定計量器の製造事業を行う者は経済産業大臣に、修理又は販売の事業を行う者には都道府県知事に届出をするよう定められている。

平成 2 0 年 4 月 1 日現在の届出製造事業者数・修理事業者数の事業区分の内訳は以下のとおりです。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	製造事業者数	修理事業者数
タクシメーター		0	5
質量計	質量計第一類	4	4
	質量計第二類	3	3
	分銅等	2	1
	自重計	0	8
	小 計	9	16
温度計	ガラス製温度計	1	0
	ガラス製体温計	0	0
	抵抗温度計	0	0
	小 計	1	0
皮革面積計		0	0
体積計	水道メーター第一類	2	0
	水道メーター第二類	2	0
	温水メーター	0	0
	自動車等給油メーター	1	1
	小型車載燃料油メーター	1	1
	大型車載燃料油メーター	1	0
	微流量燃料油メーター	0	0
	定置燃料油メーター等	1	0
	液化石油ガスメーター	1	0
	ガスメーター第一類	0	0
	ガスメーター第二類	0	0
	排ガス積算体積計等	0	0
	排水積算体積計等	2	0
	量器用尺付タンク	0	0
	小 計	11	2
密度浮ひょう等		0	0
耐圧浮ひょう型密度計		0	0
圧力計	圧力計第一類	1	0
	圧力計第二類	1	3
	血圧計第一類	3	0
	血圧計第二類	1	0
	小 計	6	3
熱量計	ボンベ型熱量計	0	0
	ユンケルス式流水型熱量計	0	0
	積算熱量計	0	0
	小 計	0	0
照度計		0	0
騒音計		0	0
振動レベル計		0	0
濃度計	濃度計第一類	1	0
	濃度計第二類	1	0
	濃度計第三類	1	0
	小 計	3	0
合計		30	26

また、平成19年度に行った登録・指定等の実績については、次のとおりである。

	平成18年度末現在		平成19年度の処理件数				平成19年度末現在	
	区分延数	実事業者数	新規	廃止	変更	手数料金額	区分延数	実事業者数
製造事業者	30	12	0	0	6	-	30	12
修理事業者	25	20	1	0	3	-	26	21
販売事業者	442	192	2	1	12	-	443	193
計量証明事業者	91	67	4	1	40	213,200	94	70
適正計量管理事業所	171	65	276	1	373	29,100	446	67

適正計量管理事業所の新規276の内、273は郵便局株式会社・郵便事業株式会社の事業所数である。（大臣指定から知事指定への変更による）

計量証明事業者の変更件数には、再交付、訂正を含む。

販売事業者の区分延数は、事業所数を示す。

販売事業者（滋賀県知事 届出）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を行う者は、知事への届出が必要である。

平成20年4月1日現在、販売事業者は193社で443事業所がある。

（2）計量証明事業の登録

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、平成20年4月1日現在の登録状況は次に示すとおりである。

計量証明事業登録者数

事業区分	質量計	濃度		音圧レベル	振動加速度レベル	特定濃度	
		大気	水又は土壌			大気	水又は土壌
事業所数	44	16	28	10	9	3	3
		30				3	
事業者実数	39	31					

(3) 計量士の登録

計量士になろうとする者が経済産業大臣あてに提出する「登録申請書」等を受理し、大臣に進達を行う。また、計量士になる資格の認定を得ようとする者が提出する「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会長に送付する。

計量士登録等の取扱件数

	一般計量士	環境計量士 (濃度)	環境計量士 (騒音・振動)	計量士資格認定 申請書	合計
平成19年度	5	8	4	0	17
平成18年度	13	10	1	0	24
平成17年度	5	15	2	1	23
平成16年度	2	10	4	4	20
平成15年度	7	8	0	2	17

(4) 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。なお、平成20年4月1日現在で滋賀県内で指定を受けた事業所数は、業種別に次のとおりである。

滋賀県知事指定

業種	鉱工業・ 製造業	百貨店	スーパー	運輸業	郵便事業	その他	計
事業所数	47	2	81	15	273	24	442

鉱工業・製造業の内、1件は計量証明事業者

(5) 指定製造事業者の指定

経済産業大臣が、優れた品質管理能力を有すると認めた製造事業者においては、自らが計量法に基づく基準適合証印を付すことが出来ることとなっている。

本県の指定製造事業者は2事業者(質量計第一類・血圧計第一類)である。

(6) 特殊容器製造事業者の指定

特殊容器(透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるもの)の製造を行おうとする者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けるよう定められている。

本県の特殊容器指定製造者は1事業者である。

2 検 定 業 務

(1) 検定の概要

取引や証明に使用する特定計量器は、原則として検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができないこととなっている。

検定は、特定計量器の種類や型式の有無により経済産業大臣、都道府県知事等が行っており、また、電気計器は日本電気計器検定所、環境測定用などに使用される特定計量器は指定検定機関である（財）日本品質保証機構が、主体となって検定を実施している。

過去3年間の検定検査の実績は次のとおりである。

平成19年度検定等種類別手数料

区 分	タクシーメーター	質 量 計	温 度 計	体 積 計	圧 力 計	総 計
手 数 料	1,051,280	1,783,820	0	1,556,450	48,330	4,439,880

(単位：円)

最近3カ年の検定（検査）実績

種 類		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		個 数	不合格数	個 数	不合格数	個 数	不合格数
タクシーメーター装置検査		1,368	33	1,362	42	1,546	37
質 量 計	電気抵抗線式はかり	641	0	791	2	1,156	0
	電磁式はかり	0	0	0	0	0	0
	誘電式はかり	0	0	0	0	0	0
	その他の手動式はかり	29	0	20	0	10	0
	手動指示併用はかり	4	0	3	0	1	0
	ばね式はかり	1	0	0	0	2	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
	分 銅	22	0	22	0	0	0
計		697	0	836	2	1,169	0
ガラス製温度計		0	0	0	0	0	0
体 積 計	燃料油メーター	313	0	287	1	744	3
	液化石油ガスメーター	3	0	7	0	5	1
	計	316	0	294	1	749	4
圧 力 計	アネロイド型圧力計	420	0	687	3	525	0
	アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0
	計	420	0	687	3	525	0
総 計		2,801	33	3,179	48	3,989	41

【主な特定計量器の検定証印の有効期間】

タクシメーター	1年
ガス（都市ガス、プロパンガス）メーター	10年
水道メーター	8年
燃料油（自動車等給油）メーター	7年
液化石油ガスメーター	4年
積算熱量計	8年
電力量計（家庭用普通電力量計）	10年
振動レベル計	6年

（２）タクシメーターの装置検査

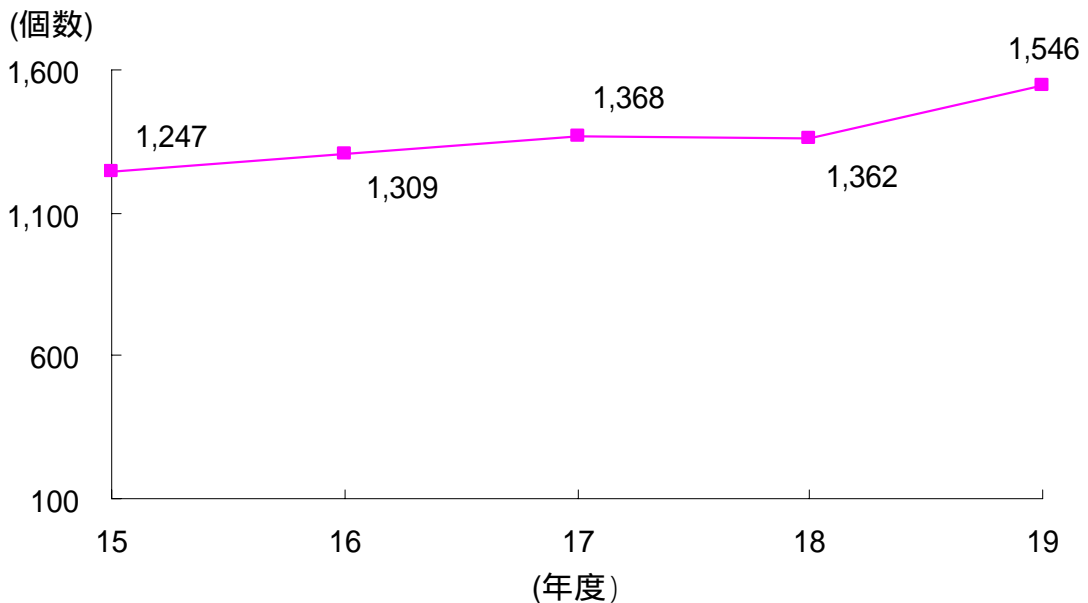
平成19年度の検査実績は1,546台であり、メーター有効期間途中での新型式メーターへの入替が一部あったため、昨年に比べて13.5%増加している。

なお、本県では装置検査に合格したタクシメーターには見やすい箇所には有効期限シールを貼付し、使用者および利用者にも注意の喚起に努めている。

タクシメーター装置検査



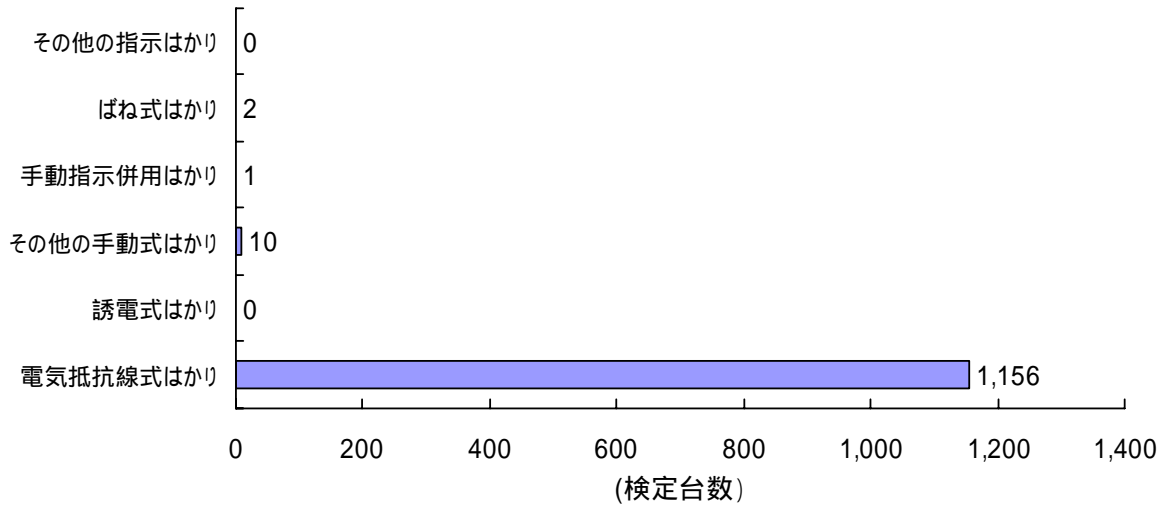
タクシメーターの有効期限シール



(3) 質量計

質量計の検定は、下図のように、電気抵抗線式はかりがその大半を占めている。総個数については、平成19年度は対前年比39.8%の増加となった。

質量計の検定実績(台数)

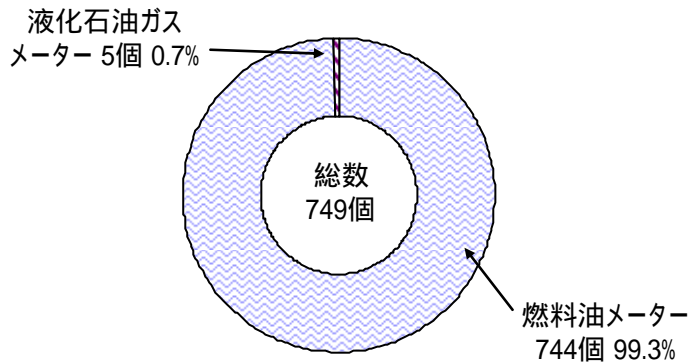


(4) 体積計

実績は、燃料油メーターおよび液化石油ガスメーターであり、下図に示すとおり燃料油メーターが体積計の総個数の大半を占めている。

なお、本県では燃料油メーターの見やすい箇所に検定有効期限シールを貼って、使用者および利用者にも注意を喚起している。有効期間7年用のシールは燃料油メーターのうち自動車等給油メーターに、有効期間5年用のシールはそれ以外の燃料油メーターに貼付している。

体積計の種類別検定個数および比率



燃料油メーター検定



検定有効期限シール



有効期間7年用

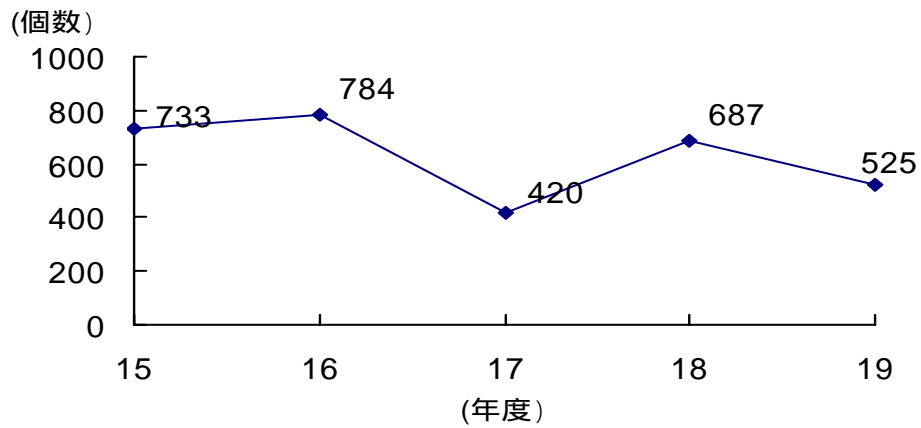
有効期間5年用

(5) 圧力計・血圧計

検定は、アネロイド型圧力計およびアネロイド型血圧計の2種類がある。そのうち、血圧計は平成10年度から指定製造事業者制度による生産となったため、平成15年度以降は検定実績はない。

圧力計の検定実績の推移は、以下のとおりである。

圧力計検定実績の推移



3 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる器具、機械又は装置である。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備として用いられている。

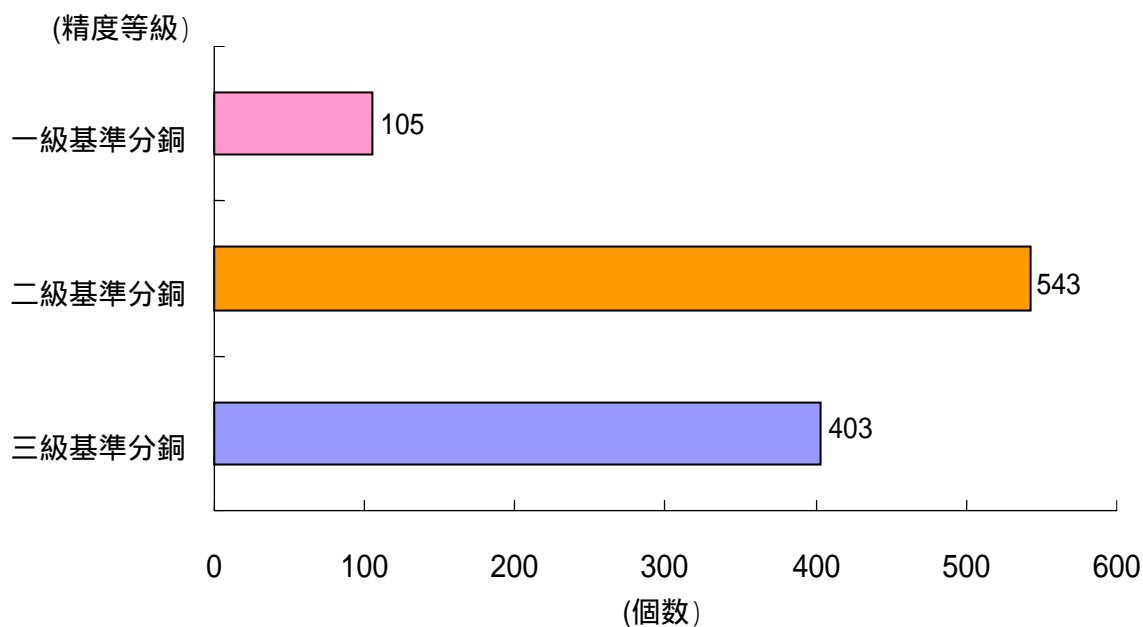
基準器は、種類により経済産業大臣又は都道府県知事が検査を行い、これに合格したのものについては基準器検査証印が付される。

過去3年間に本県が行った基準器検査実績は、次のとおりである。

基準器検査実績

種 類	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
基準手動はかり	1	0	0	0	0	0
基準指示はかり	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	171	0	171	6	105	0
二級基準分銅	579	0	513	1	543	2
三級基準分銅	462	0	439	0	403	0
液体メーター用基準タンク	2	0	1	0	1	0
タクシメーター装置検査用基準器	3	0	3	0	3	0
計	1,218	0	1,127	7	1,055	2

平成19年度 基準分銅精度等級別実績



4 定期検査等

(1) 特定計量器定期検査

取引や証明に使用するはかりは、精度維持のため2年に1回の定期検査が義務づけられている。本県では、小型はかり（ひょう量500kg以下）と大型はかり（ひょう量500kg超）に分けて定期検査を実施している。

なお、（社）滋賀県計量協会が指定定期検査機関として知事の指定を受け、小型はかりは平成11年度から、大型はかりは平成13年度から定期検査業務を実施している。

(2) 定期検査に代わる計量士による検査

知事が行う定期検査に代わり、計量について専門的な知識と技術を持つ計量士が、取引または証明に使用するはかりの検査を行い、合格したものを当該都道府県知事又は特定市町村の長へ届出することにより定期検査が免除される制度である。

平成19年度定期検査等実施状況(小型はかり・種類別)

		定期検査		計量士の代検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
手動はかり	手動天びん	2	0	0	0
	棒はかり	1	0	5	0
	等比皿手動はかり	12	0	8	0
	不等比皿手動はかり	42	1	39	0
	台手動はかり	218	0	112	0
指示はかり	円周指示はかり	799	1	887	0
	直線指示はかり	37	0	10	0
	手動指示併用はかり	17	0	12	0
	振り子式はかり	0	0	0	0
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	298	3	1,019	0
	光電式はかり	3	0	4	0
	電磁式はかり	23	0	6	0
	誘電式はかり	36	0	17	0
小計		1,488	5	2,119	0
分銅・おもり	分銅	191	0	105	0
	定量おもり	1	0	5	0
	定量増おもり	1,239	0	652	0
小計		1,431	0	762	0
合計		2,919	5	2,881	0

平成19年 定期検査等実施状況(大型はかり・種類別)

		定期検査		計量士の代検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
はかり	台手動はかり	18	0	2	0
	振り子式はかり	0	0	2	0
	電気抵抗線式はかり	74	0	50	0
小計		92	0	54	0
定量増おもり		61	0	0	0
合計		153	0	54	0

平成19年度定期検査（小型はかり）市町別内訳（指定定期検査機関分）

市町名	受検者数	非自動はかり		分銅・おもり		合計		不合格率(%)
		合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	
総合計	807	1,483	5	1,431	0	2,914	5	0.2
市部計	684	1,267	3	1,335	0	2,602	3	0.1
郡部計	123	216	2	96	0	312	2	0.6
彦根市	101	159	0	139	0	298	0	0.0
長浜市	117	207	3	281	0	488	3	0.6
近江八幡市	59	89	0	121	0	210	0	0.0
草津市	30	49	0	79	0	128	0	0.0
栗東市	26	60	0	54	0	114	0	0.0
野洲市	27	70	0	40	0	110	0	0.0
高島市	175	356	0	323	0	679	0	0.0
東近江市(旧八日市、蒲生町、永原町、五箇荘町、能登川町の地域)	149	277	0	298	0	575	0	0.0
安土町	22	39	0	21	0	60	0	0.0
日野町	43	76	0	11	0	87	0	0.0
竜王町	22	42	2	25	0	67	2	2.9
虎姫町	18	30	0	19	0	49	0	0.0
湖北町	18	29	0	20	0	49	0	0.0

最近3カ年の定期検査等の検査個数（小型はかり）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	定期検査	計量士の代検査	定期検査	計量士の代検査	定期検査	計量士の代検査
非自動はかり	1,638	2,006	890	684	1,488	2,121
分銅・おもり	1,582	919	995	233	1,431	758
合計	3,220	2,925	1,885	917	2,919	2,879

最近3カ年の定期検査等の検査個数（大型はかり）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	定期検査	計量士の代検査	定期検査	計量士の代検査	定期検査	計量士の代検査
非自動はかり	84	52	64	48	92	60
分銅・おもり	49	0	12	0	61	0
合計	133	52	76	48	153	60

(3) 計量証明検査

計量証明事業に使用する特定計量器は、政令で定める期間ごとに知事または指定計量証明検査機関が行う検査を受けなければならない。質量の検査は、平成13年度から指定計量証明検査機関である(社)滋賀県計量協会が実施している。

最近3年間の計量証明検査実績

種 類		平成17年度	平成18年度	平成19年度
質 量	台手動はかり	0(0)	1(0)	0(0)
	振子式はかり	0(0)	1(0)	0(0)
	電気抵抗線式はかり	10(0)	14(0)	12(1)
濃 度	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	12(0)	16(0)	0(0)
	ジューア式酸素濃度計	0(0)	6(0)	3(0)
	磁気式酸素濃度計	0(0)	1(0)	7(0)
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	0(0)	5(0)	5(0)
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0(0)	1(0)	0(0)
	化学発光式窒素酸化物濃度計	0(0)	7(0)	5(0)
音圧レベル	普通騒音計	9(0)	9(0)	0(0)
	精密騒音計	2(0)	6(0)	0(0)
振動加速度レベル	振動レベル計	0(0)	15(0)	9(1)
合 計		33(0)	82(0)	41(2)

(注1) ()内は不合格数

(注2) **太字**は指定計量証明検査機関が実施した個数

平成19年度の実施期間および受検者数

特定計量器の種類	実 施 期 間	日 数	受 検 者 数
質 量 計	平成19年 9月19日～ 平成19年10月15日	10 日	12
ガス濃度計	平成19年 8月21日～ 平成19年 8月27日	5 日	3
PH計・騒音計・ 振動レベル計	平成19年10月 3日～ 平成19年10月 3日	1 日	3

5 立入検査等

計量法第148条に基づく立入検査を実施し、適正計量の確保に努めている。

(1) 計量関係事業者等立入検査

計量関係事業者等の事業所に立ち入り、計量法に定められている諸規定の実施状況や遵守状況について検査を行い、適性を欠くものについては改善指導を行った。

過去3年間の立入検査実施状況は次のとおりである。

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
製造事業者		2	2	2
修理事業者		-	-	-
販売事業者		-	-	-
計量証明事業者	一般	4	4	4
	環境	6	6	6
適正計量管理事業所		1	-	6
合 計		13	12	18

(2) 特定計量器立入検査

適正な計量の確保を図るためには、正確な計量器を正しく使用することが大切であることから、特定計量器を取引など業務上に使用している事業所に対し立入検査を行い、不適正な特定計量器や不正な使用方法の排除に努めている。

なお、不適正な特定計量器については改善内容の報告を求め、適正な計量の確保を図っている。

特定計量器立入検査実績

特定計量器の種類	平成17年度				平成18年度				平成19年度			
	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)
燃料油メーター	40	497	67	13.5	25	246	53	21.5	134	1,378	242	17.6
石油ガスメーター	30	40,497	24	0.1	28	74,648	9	0.0	27	39,256	21	0.1
水道メーター	3	36,014	0	0.0	6	63,611	1	0.0	18	237,875	7,764	3.3
計	73	77,008	91	0.1	59	138,505	63	0.0	179	278,509	8,027	2.9

(注) 石油ガスメーター、水道メーターの検査個数は、台帳検査による。

平成19年度実施区域および実施期間

種 類	実 施 期 間	日 数	実 施 区 域
燃料油メーター	平成19年12月4日～ 平成20年3月11日	23日間	彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町
石油ガスメーター	平成20年1月23日～ 平成20年3月11日	10日間	近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、東近江市、日野町、竜王町
水道メーター	平成19年5月15日～ 平成20年3月21日	10日間	彦根市、長浜市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(旧近江町の地域)、安土町、日野町、竜王町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、

(3) 商品量目立入検査

容器又は包装に内容量が表記されている商品を販売している者に対して、適正計量の周知徹底を図ることを目的に中元期、年末・年始期を中心に立入検査を実施している。

検査内容は、検査対象商品の量目及び表示の確認、使用しているはかりの使用状況等について行っている。なお、平成19年度の商品量目立入検査の結果は、次に示すとおりである。

不適正個数の多かった品目については、ほとんどが風袋込みの計量が原因とみられる量目不足であった。計量器の設置状況等について不適正なものはなかった。

量目不足の商品に対しては、立入検査の実施要領に基づき現場指導等を行った。

(注) 量目(りょうもく)・・・商品の内容量のこと。

実施区域及び実施期間等

種 類	実 施 期 間	日 数	検査職員 (延べ人数)	実施区域
中 元 期	平成19年 6月13日～ 平成19年 7月25日	10日間	20名	彦根市他9市 高月町
年末・年始期	平成19年11月13日～ 平成19年12月 6日	7日間	14名	長浜市他4市 愛荘町他3町

商品量目立入検査成績表(平成19年度)

商 品 名	検査戸数	不適正		検査個数	不適正	
		戸数	同率 (%)		個 数	同率 (%)
食肉	26	3	11.5	201	13	6.5
食肉の加工品	3	0	0.0	9	0	0.0
魚介類	20	1	5.0	112	3	2.7
魚介類の加工品	15	2	13.3	80	12	15.0
野菜	12	3	25.0	60	9	15.0
野菜の加工品	1	0	0.0	4	0	0.0
果実	1	0	0.0	3	0	0.0
調理食品	19	5	26.3	144	26	18.1
茶、コーヒー、ココアの調整品	1	0	0.0	3	0	0.0
精米及び精麦	1	0	0.0	3	0	0.0
その他の特定商品	1	0	0.0	3	0	0.0
非特定商品	-	-	-	-	-	-
合 計	100	14	14.0	622	63	10.1

戸数は、商品名毎の延数

過去3カ年の商品量目立入検査状況

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 同率 (%)
食肉	99	20	20.2	108	3	2.8	201	13	6.5
食肉の加工品	-	-	-	9	0	0.0	9	0	0.0
魚介類	38	0	0.0	90	20	22.2	112	3	2.7
魚介類の加工品	48	3	6.3	24	0	0.0	80	12	15.0
野菜	36	3	8.3	5	0	0.0	60	9	15.0
野菜の加工品	-	-	-	-	-	-	4	0	0.0
果実	-	-	-	-	-	-	3	0	0.0
調理食品	128	30	23.4	105	9	8.6	144	26	18.1
茶、コーヒー、コ コアの調整品	11	0	0.0	6	0	0.0	3	0	0.0
菓子類	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-
精米及び精麦	-	-	-	-	-	-	3	0	0.0
その他の特定商品	3	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0
非特定商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	370	56	15.1	349	32	9.2	622	63	10.1

6 計量思想の普及啓発

(1) 計量記念日事業

1月1日の計量記念日を広く県民に認識していただくために、毎年JRの主要各駅や量販店の店頭で、街頭啓発を実施している。

また、県内各市町、各商工会等およびその他計量関係事業者へ計量記念日ポスターを配布するなど、計量思想の普及に努めている。

(2) 消費者に対する普及啓発

消費者に対する普及啓発として、昭和61年度から実施してきた計量モニター事業に代わり、平成15年度からは商品量目試買テスト支援事業を実施している。

この事業は地域の消費者グループ等が自主的に行う商品量目調査に対し、計量検定所が支援・協力し、消費者に商品量目の現状や計量に関する知識を深めてもらうことで、計量思想の普及と消費者保護をはかることを目的としている。

併せて、調査により得られる各種データ、消費者の意見、要望等を計量行政の推進のための資料として活用している。

平成19年度は守山市、近江八幡市の2市で実施した。

(3) 計量関係事業者に対する普及啓発

社団法人滋賀県計量協会が主催する環境計量証明事業者講習において、計量検定所職員が講師として出席した。(社団法人滋賀県計量協会が実施したその他の研修会・講習会等は、23ページ参照)

7 計量技術の国際交流（JICA研修）

JICA研修については、都道府県計量行政協議会が受け入れを開始した平成7年度より継続して本県での研修を行っており、平成19年度は、次のとおり実施した。

実施日 平成19年 7月 31日

実施場所 滋賀県計量検定所

研修内容 電気式はかりの検定

研修生 カボ`ニア、インド`ネシア、タイ、バングラ`デシュ、ミャンマー、モンゴル、ミャンマー の合計7名

平成18年度以前の状況

年度	実施日	研修場所	研修内容	人数	研修生
18	18.8.1	滋賀県計量検定所	電気式はかりの検定	5	カボ`ニア、インド`ネシア(2)、タイ(2)
17	17.7.20	滋賀県計量検定所	電気式はかりの検定	5	カボ`ニア、インド`ネシア(2)、タイ(2)
16	16.6.29	滋賀県計量検定所	電気式はかりの技術基準と検定	9	中国、インド`ネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム、パレスチナ、イラン(2)
15	15.7.16	滋賀県計量検定所	電気式はかりの技術基準と検定	6	中国、インド`ネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム
14	14.7.30	滋賀県計量検定所 株`インダ` 滋賀事業所	電気式はかりの技術基準と検定	6	中国、インド`ネシア(2)、マレーシア(2)、タイ
13	13.11.21 11.22	水質監視船 株`インダ` 滋賀事業所	商業用はかりの構造と検定	6	中国、ガ`ーナ、パ`ナマ、インド`ネシア(2)、サウ`ディ`アラビア
12	12.11.15 11.16	水質監視船 株`インダ` 滋賀事業所	商業用はかりの構造と検定	7	中国、インド`ネシア、サウ`ディ`アラビア、タイ、パレスチナ、チュニジア、ベトナム
11	11.10.19 10.20	株`インダ` 滋賀事業所 水質監視船	商業用はかりの構造と検定	7	インド`ネシア、パ`ル、フィリピン、サウ`ディ`アラビア、シリア(2)、タイ

8 計量関係機関等

(1) 計量特定市(大津市)

大津市は、平成13年4月から特定市の指定を受けて計量法に基づく、大津市内の定期検査や立入検査等の業務を行い適正な計量の確保と計量意識の高揚を図る啓発・指導を行っている。

県も特定市の大津市と定期的に事務連絡協議会を開催するとともに、情報の交換や事務処理の統一を図るなど業務の円滑な推進に努めている。

所在地 大津市御陵町3-1
名称 大津市 産業観光部 産業政策課
電話 077-528-2754

(2) 社団法人滋賀県計量協会

社団法人滋賀県計量協会は、特定計量器製造・修理・販売事業者、適正計量管理事業所、一般計量証明事業者、環境計量証明事業者および計量士等の計量関係事業者で組織する団体であり、会員の地位向上と、相互の連絡協調をはかるとともに、計量思想普及のため活動している。

1. 経緯

昭和34年 4月 1日 滋賀県計量協会(任意団体)の設立
昭和55年10月23日 社団法人滋賀県計量協会に組織変更(法人化)
平成11年 3月26日 滋賀県指定定期検査機関に指定
平成13年 3月21日 滋賀県指定計量証明検査機関に指定
平成19年 4月 1日 大津市指定定期検査機関に指定

2. 事務所所在地

〒525-0022 草津市川原町149番1 (滋賀県計量検定所本館棟 2F)
電話 077-567-3978
FAX 077-567-3981

3. 事業内容

- (1) 計量知識の普及啓発
- (2) 計量に関する調査、研究および指導
- (3) 計量関係法令の適正な運用促進
- (4) 計量業界の向上発展に関する施策の実施
- (5) 計量技術および計量管理の研究、指導
- (6) 指定定期検査機関業務の実施
- (7) 指定計量証明検査機関業務の実施(質量計に係る計量証明検査)
- (8) 商店における正量取引推進巡回指導検査の実施
- (9) 適正計量管理事業所の計量管理指導事業の受託
- (10) 計量法関係収入証紙の売りさばき
- (11) 情報の収集および会誌の作成配布
- (12) 計量功労者の表彰および会員相互の連絡協調
- (13) 講演会、講習会、座談会、展示会等の開催
- (14) その他本会の目的達成のために必要な事業

4. 協会会員

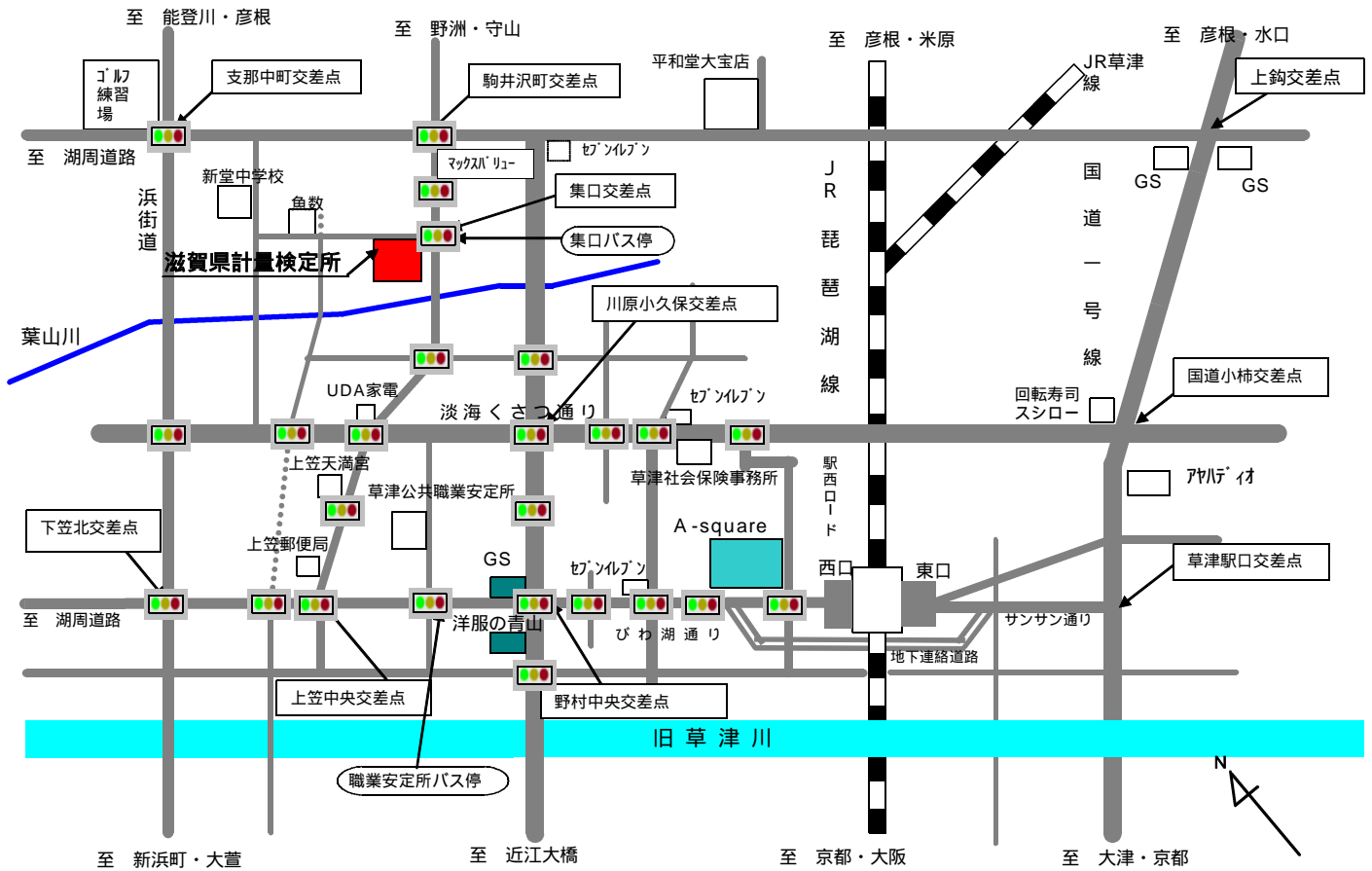
(平成20年4月1日現在)

定款第29条部会別名	業種の別	会員数
計量器工業部会	計量器製造・修理事業者	14社(者)
計量器販売部会	特定計量器販売事業者	49社(者) 2団体
適正計量管理部会	適正計量管理事業所	42社 2団体
計量証明部会	一般計量証明事業者	23社(者)
環境計量証明部会	環境計量証明事業者	22社
計量士部会	計量士	31者 1団体
賛助会員	定款第7条第4項の規定による会員	1団体
計		181社(者) 6団体

5. 研修会・講習会等

部会事業として、以下の研修会・講習会等を実施

- 1) 計量器工業部会
 - ・技術研修会の開催、先進企業の見学研修会の実施
- 2) 計量器販売部会
 - ・先進企業の見学研修会の実施
- 3) 適正計量管理部会
 - ・計量管理協議会の開催、計量管理主任者講習会の開催、先進企業の見学研修会の実施
- 4) 計量証明部会
 - ・計量証明主任者講習の実施
- 5) 環境計量証明部会
 - ・共同実験の実施、技術研修会の実施
- 6) 計量士部会
 - ・技術研修会の実施



交通アクセス

J R 草津駅西口

近江鉄道バス「平井循環」にて「集口」下車、徒歩2分

近江鉄道バス「烏丸下物線」「南草津西口線」にて「職業安定所」下車
徒歩約20分

J R 草津駅西口より、徒歩約35分

計量に関する相談は、下記へお問い合わせください。

平成19年(2007年)度	
計 量 行 政 年 報	
作成日	平成20年(2008年)7月
作成者	滋賀県計量検定所
住所	〒525-0022 草津市川原町149-1
電話番号	077-563-3145
FAX番号	077-563-3393